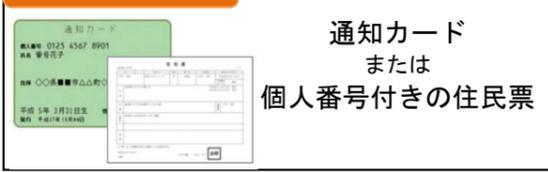


平成28年1月より、社会保障や税の手続きでは**個人番号(マイナンバー)**が必要になります。

◇役場窓口では、町民の方が個人番号の記載が必要な手続きをされる際、『個人番号の確認』と『本人(身元)確認』を行います。
※役場のほか、行政機関での手続きでも同様となります。

個人番号の確認



※通知カードをお持ちでない場合、「個人番号付きの住民票」を取得していただくことがあります。(手数料が掛かります)
通知カードは免許証等と一緒にご持参ください。

本人(身元)確認



※顔写真が無いものは2種類以上の本人を確認できるものが必要です。
例)国民健康保険被保険者証と年金手帳
ただし、税に関する事務の場合はどちらか1つで構いません。

※代理の方が手続きをされる場合、委任状が必要となります。
また代理の方の本人確認を行います。
事前に手続き方法や必要書類など、各担当までお問い合わせいただきと速やかに手続きができます。



◇個人番号カードがあれば、これ一枚で「個人番号の確認」と「本人(身元)確認」ができます



- ・個人番号カードを取得するには申請が必要です。申請方法については、通知カード送付時に同封されていたパンフレットをご確認ください。
- ・既に申請いただいている方へは、順次町民課よりハガキでお知らせいたしますので、しばらくお待ちください。

◇個人番号を求められる手続きには、主に次のようなものがあります

手続きによっては、**個人番号の記入・提示が必要になる時期が違います。**
詳しくは各担当部署までお問い合わせください。



保険・医療		手続き	お問い合わせ
国民健康保険	加入・脱退 修学や施設入所のための町外転出 被保険者氏名、被保険者世帯、住所、世帯主の変更 療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費の支給 第三者行為による被害の届出 被保険者証、高齢受給者証、被保険者資格証明書等の再交付申請 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証の交付・再交付の申請 一部負担金の免除等申請 基準収入額適用申請	町民課 国保年金係 (☎68-2111 内線114)	
	後期高齢者医療 加入(75歳到達の人を除く)・撤回 被保険者証の再交付申請 特定疾病療養受給証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付・再交付申請 高額療養費や補装具等の療養費の支給申請	町民課 後期高齢者医療 (☎68-2111 内線116)	
	医療費助成 重度障害者福祉医療費支給申請	保健福祉課 福祉係 (☎68-2111 内線124)	

介護・福祉		手続き	お問い合わせ
介護保険	介護認定・更新・区分変更の申請 被保険者証等の再交付の申請 負担限度額認定の申請 高額介護サービス費の支給申請 特定福祉用具購入費の支給申請 住宅改修費の支給申請	保健福祉課 介護保険係 (☎68-2111 内線122)	
	福祉 身体障害者手帳の申請 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の申請 障害者総合支援法に基づく補装具費に関する申請 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に関する申請 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの申請 障害児通所支援(就学前・就学後児童)の給付申請 自立支援医療(更生医療)に関する申請 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求 精神障害者保健福祉手帳に関する申請 自立支援医療(育成医療、精神通院医療)に関する申請	保健福祉課 福祉係 (☎68-2111 内線123) 保健センター (☎68-5021)	

各種税の届け		手続き	お問い合わせ
町民税	町・県民税申告書の提出 給与支払報告書の提出 公的年金等支払報告書の提出 軽自動車税減免申請書の提出	※注 税務課 住民税係 (☎68-2111 内線132)	
	資産税 償却資産申告書の提出 固定資産税減免申請書の提出 新築住宅に係る固定資産税減額申告書の提出	税務課 固定資産税係 (☎68-2111 内線134)	

※注:平成28年分以降の所得に係る申告書から適用

子育て		手続き	お問い合わせ
給付や届出	児童手当の新規認定請求 児童扶養手当の新規認定請求 特別児童扶養手当の申請 保育所への入所申し込み 乳幼児・こども福祉医療費支給申請 ひとり親家庭福祉医療費支給申請 未熟児養育医療の給付申請	保健福祉課 子ども係 (☎68-2111 内線124)	
	幼稚園への入園申し込み 就学援助の認定申請	保健センター (☎68-5021) 教育課 学校教育係 (☎59-3017)	

暮らし		手続き	お問い合わせ
住 町営住宅	町営住宅への入居申請 収入に関する申告 同居の承認申請 入居の承認承認申請 家賃又は敷金の減免申請	建設課 管理係 (☎68-2111 内線517)	
	※住民票 転入・転居などの異動 戸籍届出の氏名などの変更 ※個人番号を利用しませんが、通知カード又は個人番号カードの記載事項を変更する必要があります。 忘れずに提示してください。	町民課 戸籍住民係 (☎68-2111 内線117)	

マイナンバー制度の開始当初であり、当面の間は窓口の手続きにおいて、ご不便やご迷惑をお掛けしますが、なにとぞご理解をお願いいたします。



上記の手続き以外でも、個人番号が必要になる場合があります。
役場や行政機関にお出掛けの際は、通知カードと身分を証明するもの(個人番号カードはそれ1枚で可)を持参してください!

制度全般についてのお問い合わせ
総務課 行政振興係
(☎68-2111 内線238)